

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

加えて、供用開始後には、施設の故障等による環境への重大な影響が生じないよう適切に保守点検及び維持管理を行うこと。

- (2) 本事業は国内で例のない大規模な洋上風力発電事業であることから、現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中又は供用開始後に生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を踏まえた調査を速やかに実施し、関係機関と協議の上で、適切な措置を講じること。

また、事業計画について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。

- (3) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

ア 本事業で実施されるモノパイル打設工事については、著しい騒音が広範囲に発生する可能性があり、他事例においては地域住民から騒音に係る苦情や問合せがあったことから、事前に地域住民等への周知を図り、理解を得るよう努めること。

また、当該工事の施工時期・時間については地域住民の生活を考慮して計画を検討するとともに、当該工事の手法については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の騒音低減措置を講じることとし、評価書においては、これらの環境保全措置を明確にすること。

加えて、当該工事の事後調査については、打設音の影響を正確に把握するため、本準備書において計画している調査地点よりも遠方の沿岸地域や市街地においても調査を行うこと。

イ 本準備書では、施設の稼働に伴う騒音については、基準又は目標との整合が図られているものと評価しているが、本事業は国内で例のない大規模な洋上風力発電事業であり、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には住

居や学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在していることから、適切に騒音の事後調査を実施し、生活環境への重大な影響が認められる場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 風車の影

本準備書では、実施区域周辺の一部地域において、既存風力発電所による風車の影の影響が生じ、これに本事業による風車の影の影響が若干ではあるが加わると予測している。このため、本事業による風車の影の影響を可能な限り低減するとともに、当該地域の地域住民等に対しては、丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

(3) 動物

ア 実施区域及びその周辺ではガン・カモ類及びハクチョウ類に加え、オジロワシやミサゴ等の希少猛禽類の飛翔が確認されていることから、施設の稼働によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生等が懸念される。

本準備書では、バードストライクの事後調査として、風力発電機4基にカメラ等を設置し、施設稼働後におけるバードストライクの状況を調査することとしているが、最新の知見及び専門家等の助言に基づいた適切な調査手法等を検討し、バードストライクを適切に確認できるよう、当該事後調査を実施すること。

また、バードストライクや、ブレードの回転範囲及びその周辺での飛翔が高頻度に確認されるなど、本事業の実施による鳥類等への重大な影響が認められ、又は懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

イ 本準備書では、モノパイル打設の水中音による重要な魚種への影響は打設位置近傍の限定的な範囲と考えられるとしているが、影響が及ぶ魚類等の中には致命的な損傷が起こる可能性があることから、ソフトスタート等の環境保全措置の効果について詳細に検証した上で、適切に環境保全措置を講じること。

また、海生生物に関する生態等については、解明されていない点も多く、予測の不確実性が大きいことから、最新の知見及び専門家等の助言に基づいた適切な調査手法等により海生生物の状況に関する事後調査を実施し、本事業の実施による海生生物への重大な影響が認められ、又は懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(4) 植物

本準備書では、海底ケーブルの陸揚げ工事による改変区域内に生育するハマボウフウについては、近傍の類似環境に移植することとしているが、移植に当たっては、事前に周囲の状況等を確認し、移植先への影響も考慮した上で実施すること。

(5) 景観

本準備書では、風力発電機の設置位置を主要な眺望点等から可能な限り離隔する等の環境保全措置を講じることにより、施設の存在による景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しているが、本事業は最高高さ約 263 mの風力発電機を南北約 13km に及ぶ範囲に 25 基設置する大規模な洋上風力発電事業であり、本事業の実施により、主要な眺望点に加え、日常的な生活環境の場からの景観の変化を伴うことから、その景観への影響について、地域住民等に対し、環境影響評価結果等の説明を丁寧に行い、理解を得るよう努めること。